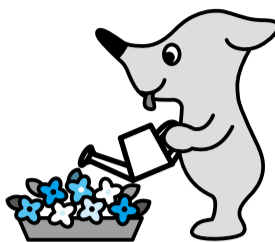


まちなかガーデニングフェスタ2012春

パンフレットはユニディ菅野店、ユニディ千鳥町店、コーナン市川原木店、アイキャンガーデンの他、**市** ガーデニング課、行徳支所、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センター、いちかわ観光・物産案内所、各公民館で配布します。

問 ☎704-0003ガーデニング課



「オープンガーデン」は、このほり旗が目印

オープンガーデン

市民の庭や花壇が公開され、自由に鑑賞できます。
※オープンガーデンの見学には、公共交通機関などをご利用ください

加藤宅

北方3-25-25



5月27日(日)まで午前10時～午後3時

皆川宅

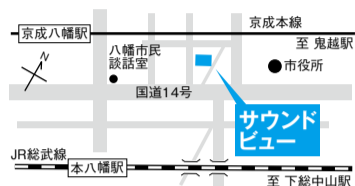
鬼越1-28-6



5月19日(土)・20日(日)・26日(土)・27日(日)
いずれも午前10時～午後3時

サウンドビュー音楽教室

八幡2-1-7



5月27日(日)まで午前10時～午後3時

大槻宅

稲荷木2-21-6



5月19日(土)・20日(日)
いずれも午前10時～午後3時

小川宅

真間4-2-8



5月25日(金)・27日(日)午前10時～午後3時
5月26日(土)正午～午後3時

ファミリーケア市川新田 さくら物語

新田3-26-12



5月27日(日)まで午前10時～午後3時

永井宅

菅野2-10-10



5月20日(日)・26日(土)
いずれも午前10時～正午、午後1時～3時

池西宅

須和田1-21-5



5月19日(土)・20日(日)・23日(水)～27日(日)
午前10時～午後3時
5月21日(月)・22日(火)午後1時～3時

アイキャンガーデン

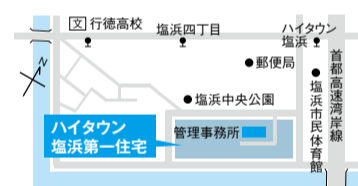
下貝塚3-8-16



5月27日(日)まで午前10時～午後3時

ハイタウン塩浜第一住宅管理組合花クラブ

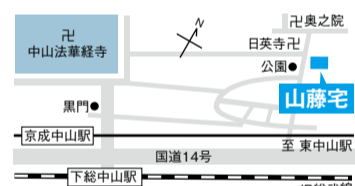
塩浜4-2



5月19日(土)・20日(日)・21日(月)いずれも午前10時～午後3時 ※管理事務所で受け付け

山藤宅

若宮1-12-22



5月27日(日)まで午前10時～午後3時

オープンガーデンコンサート

ガーデニングサポーターのアイキャンガーデンとサウンドビュー音楽教室の共催で行います。
日 5月20日(日)午前11時からと午後2時から
場 アイキャンガーデン
※場所は、上記地図をご覧ください

マナーを守って楽しく庭めぐりを

オープンガーデンは、庭の所有者のご好意により実現しています。マナーを守って鑑賞し、交流の輪を広げましょう。

・車での来場は固くお断りします。(車で来場の場合は見学をお断りすることがあります)

・公開時間を守り、公開されている場所以外に立ち入らないようにしましょう。

・ごみは持ち帰りましょう。家屋内トイレ等プライベートな場所には入れません。

・大切に育てた草花です。庭のものには許可なく触れないようにしましょう。

・ご近所の迷惑にならないよう静かに鑑賞し、庭内で子どもやペットを遊ばせないようにしましょう。

バラが観賞できる公園

- 1 里見公園
- 2 須和田公園
- 3 駅前公園
- 4 南行徳公園
- 5 広尾防災公園
- 6 動植物園(バラ園)

花壇のある公園等

花植えボランティア「いちかわガーデニングクラブ」が花の手入れを行っています。

1 真間銀座商店街
2 新田公園
3 平田公園
4 大和田4丁目公園
5 下沼公園
6 東大和田公園
7 大野みどり公園
8 大芝原公園
9 八幡神社児童遊園地
10 本八幡公園
11 西の下公園
12 塚の上公園
13 宮久保公園
14 宮久保台広場
15 高石神公園
16 中山3丁目児童遊園地
17 中山東公園
18 若宮いずみ公園
19 北方児童公園

20 北方第2公園
21 子の神中央公園
22 もときたかた公園
23 須和田公園
24 総武台公園
25 百合台公園
26 山王公園
27 堀之内公園
28 権現原公園
29 行徳3丁目八幡宮児童遊園地
30 妙典小前妙典花壇(河川敷)
31 妙典公園
32 田尻第1公園
33 あざみ公園
34 胡録公園
35 駅前公園
36 欠真間公園
37 柳形公園
38 南行徳駅前ロータリー

39 広尾公園
40 御手浜公園
41 東海面公園
42 塩浜中央公園
43 東場公園
44 新浜公園
45 福栄緑道
46 弁天公園
47 南沖公園
48 白妙公園
49 すいせん公園
50 行徳中央公園
51 塩の花公園
52 サルビア公園
53 神輿公園
54 新場山公園
55 モッコク公園
56 塩焼中央公園



▲見頃を迎える里見公園のバラ

市営住宅 空き家入居の登録受け付け開始

市営住宅の空き家入居希望者の登録を募集します。これは、市営住宅に空き家が生じたときに、入居する方をあらかじめ登録しておくものです。

【申込資格】

① 現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者・事実上婚姻関係にあるものを含む)があること。ただし、次に該当する方は単身でも申し込みができます。

● 昭和31年4月1日以前に生まれた方

● 身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1〜4級の方

● 精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方

● 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方

● 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方

● 海外からの引揚者で引揚げから5年以内の方

● 生活保護を受けている方

● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方

● シン病療養所等に入所していた方

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する、配偶者からの暴力を受けた被害者で、次に該当する方

ア 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

イ 裁判所が配偶者に下す、被害者に対して身辺のつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない方

② 市に平成23年12月16日までに住民登録または外国人登録をし、引き続き居住していること

③ 市税を滞納していないこと

④ 平成23年の収入が基準額以下であること(収入の捉え方は、前年の途中で就職・退職・転職した場合、世帯に二人以上稼働者がいる場合などケースによって異なりますので、詳しくは6月1日以降に配布する募集案内をご覧ください)

⑤ 申込者または同居しようとする親族が、自己名義の住宅を所有していないこと

⑥ 申込者または同居しようとする家族が暴力団員でないこと

⑦ 自己と同程度以上の収入を有する者を連帯保証人として立てられないこと

※ 家族を不自然に分割または合併している場合などは申し込みできません。

【募集人数】 住宅困窮度判定基準によって判定した住宅困窮度の高い上位100人程度を登録します。(年間の空き家発生戸数を50戸程度と見込んでいます)

【受付期間・場所】 受付期間 6月1日(金)〜15日(金)午前8時〜午後5時※土・日・曜日は除く

受付場所 市役所3階3A会議室、行徳支所2階多目的ホール

※ 期間中に受付場所へ申込書募集案内の配布を行います。郵送希望の方は、「募集案内希望」と書き、200円切手を同封のうえ市営住宅課(〒272-8501※住所不要へ申し込んでください)の市公式ウェブサイトからもダウンロード可。

【申込期限】 6月15日(金)午後5時まで(消印有効)に申込書と添付書類を市営住宅課へ郵送または受付場所へ持参

☎ 334-1338 同課

医師の同意に基づき、健康保険が使える、出張マッサージです。

【TEL】 0120-978-531

【営業日】 月〜土 (9時〜18時)

【ホームページ】

<http://www.konanss.jp/>

らいふマッサージ治療院 市川店

安心安全・美味しい！
ご高齢者のお食事、お任せください。

◆5/23 風薫る「初夏弁当」(行事食)◆



管理栄養士がメニューを作成しています。日替メニューの他、月1回の行事食や丼物も！

- ◆安否確認 OK ◆1食からお届け
- ◆土日も配達 ◆昼・夕2回
- ◆刻み食・お粥 対応 1食 ¥577 から

高齢者専門宅配弁当 (営業時間：8時〜17時)
宅配クック 1.2.3 中山店
【TEL】 0120-959-580

ぜひ無料試食をお申込み下さい。

市内で唯一の認定補聴器専門店
ベスト補聴器センター

自宅療養・入院中・高齢者施設入居など
ご来店できない方、無料出張いたします。



市川市八幡 1-16-2 ☎(047) 335-5722
市川市役所正面・駐車場あります

気持ちのよい空間づくり
お手伝い致します



一級建築士事務所
株式会社 小板橋工務店
市川市福栄 3-3-20 TEL047-397-5855
<http://homepage2.nifty.com/koitabasi/>

自転車の安全利用のため

市民マナー条例推進指導員による街頭指導を実施

市では、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(通称:市民マナー条例)により、まちの環境美化に努めています。同条例に基づき、市では健康都市・市川にふさわしいより良い生活環境を整えるため、市内全域での歩きたばこや空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置などを禁止しています。また、市内各駅を中心とする15の路上禁煙・美化推進地区では、喫煙・空き缶等のポイ捨てや犬のふんの放置に対し、市民マナー条例推進指

導員が指導及び過料の徴収をしています。この指導員が、4月1日から「自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車の交通ルール違反者へ声かけによる指導・啓発を行っています。二人乗りや、夜間の無灯火運転などの危険走行や、歩道通行時の歩行者優先に注意を呼びかけ、人の多い場所での押し歩きを推奨し、市民の安全で快適な生活の確保に努めています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

市民マナー条例
キャラクター



遵守事項

道路交通法などには、自転車に関する規定が細かく定められていますが、中でも、みなさんに特に守ってほしいことを紹介します。

- 原則として、車道を通行しなければなりません。
- 車道を通行する際は、道路の左端の部分を通らなければなりません。
- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、必要に応じて一時停止をするなど、歩行者の通行を妨げないように通行しなければなりません。
- 飲酒運転、二人乗り、並進をしてはいけません。
- 夜間などには、ライトを点灯させなければなりません。
- 信号機のある交差点を通行するときは、信号を遵守し、信号機のない交差点を通行するときは、道路標識などを守り、安全確認をし、徐行して通行しなければなりません。
- 小さなお子様の保護者は、子どもに乗車用ヘルメットを着用させましょう。
- 傘を差すなど、視野を妨げたり、不安定な状態で運転してはいけません。
- 携帯電話などを使用しながら運転してはいけません。
- ヘッドホンで音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転してはいけません。
- 商店街などの人通りの多い道路や歩道を通行するときは、自転車を押して歩きましょう。

☎ 市民マナー条例に関すること ☎ 320-1333 市民マナー条例担当室
自転車の安全利用に関すること ☎ 334-1453 交通計画課